

平成30年度

社協一般会費の納入にご協力をお願いします

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」のために

◆「社協」ってどんなところ？

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法の中で地域福祉を推進する団体と定められている民間の法人です。恵那市社会福祉協議会は、市民の皆様のご参加とご協力を得て「公共性」「公益性」の高い事業を実施しています。

◆「社協会員」って？

社協会員とは社協の目的や活動にご賛同いただき、会費の納入にご協力いただいた方です。会員になることにより、福祉のまちづくりを共に推進していくといった意味が込められています。

皆さまからいただいた会費は全額が市内に13ある社協支部に助成金として交付され、それぞれの支部が行う地域福祉事業の貴重な財源となります。

それぞれの地域の福祉課題解決に向けた取り組みを進めるとともに、「誰もが地域の中で互いに助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」実現のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

恵那市社会福祉協議会



市民のみなさま

地域福祉事業

一般会費

一般会費の流れ

社協支部助成金

市内13の社協支部に助成金として100%交付されます

助成金



社協13支部

それぞれの地域に合わせ、子育て支援、高齢者・障がい者支援、見守り活動などの地域福祉活動を行います。また、地域福祉活動団体(ふれあいいきいきサロン、ボランティア団体など)への活動支援を行います。



子育てサロンの活動
(明智町「子育てリズム」)

一般会費

募集期間	平成30年6月1日(金)～平成30年7月31日(火)	
金額	1世帯 1口 500円	〔趣旨をご理解いただき、2口以上のご協力をいただければ幸いに存じます〕
納入方法	各自治会長様を通じての納入となります(各自治会長様にお取りまとめをお願いしております)自治会未加入の方は、社協窓口で直接納入ください	

◆昨年度は社協一般会費として、6,587,000円のご協力をいただき、各社協支部でさまざまな地域福祉事業が実施されてきました。今年度も社協一般会費へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 恵那市社会福祉協議会 総務課 TEL0573-26-5221